

システム改修事業費補助金の執行に向けた留意点

《都道府県及び保険者の皆様へ》

(システム改修予算の確保)

- 介護保険制度の改正・介護報酬改定に対応するためのシステム改修に要する予算については、26年度当初予算、同補正予算及び27年度当初予算を通じて、トータルで所要額を確保している。

(26年度予算での申請)

- 26年度予算については、当初分と補正分を合算して交付することから、保険者においては、今般のシステム改修で必要とする補助金を確実に受けられるよう、26年度、27年度各々について必要とする額を申請する準備をお願いしたい。

所要経費を申請するための26年度分及び27年度分事業費の技術的な配分については、1月末に開催した介護保険の保険者ベンダーの説明会※において当方から各ベンダーに対し、各保険者への助言や協力をお願いをしているので、ベンダーとよく相談の上、適正な執行に努められたい。

※ 保健医療福祉情報システム工業会（JAHS）に加盟している保険者ベンダーを対象とした説明会。

(年度内に完了しない場合の繰越)

- 1月15日付事務連絡Q&Aにも記載しているが、26年度のシステム改修事業が年度内に完了しない場合には、あらかじめ所定の手続きを行うことにより、27年度に繰越して執行することが可能である。

- 繰越については、各保険者の執行状況等が不明なことから、国で一括して繰越することはできないため、従前通り、都道府県が管内保険者の情報をとりまとめ、管轄財務局に所定の手続きを行う必要がある。

後日、改めて繰越手続きに係る通知を発出する予定としているが、短期間での作業が必要となることから、あらかじめ準備等を進めるようお願いしたい。

《執行上の留意点》

- ・ システム改修費については、まず26年度予算の繰越を含め、最大限に活用するとともに27年度当初予算も積極的に活用すること。
- ・ 今回内示した26年度の補助額では、改修経費に不足が生じている保険者においては、ベンダーと調整の上、作業工程を切り分けるなど、事業費の技術的な配分を行い、27年度でも所要額を申請すること。
- ・ 26年度の内示額より総事業費が大幅に低い保険者については、制度改正や介護報酬改定、地域支援事業の移行など改修内容に漏れがないか、今一度ベンダーに確認を行い、漏れがある場合には、27年度に申請すること。

《都道府県の皆様へ》

（26年度予算の着実な執行）

- 26年度予算による今回の内示を着実に執行するため、都道府県においては、管内保険者の申請手続にもれ等が生じないよう進行管理をお願いしたい。

特に、管内保険者の繰越の意向を把握し、繰越手続に漏れが生じることがないように、着実な進行管理をお願いしたい。

（27年度予算の配分に向けた対応）

- 27年度予算の配分に当たっては、可能な限り、過不足が生じないように、2月20日付事務連絡にて都道府県を通じて調査をお願いしたところ。（別添参照）

- 調査内容について3月末までにとりまとめ、この結果を参考として、人口規模等の実態に即した基準額を設定し、平成27年度予算成立後、速やかに内示を行えるよう努めたいと考えている。

なお、基準額より総事業費が低い場合には、調整を行うが、一方、高い場合に調整（追加交付）は行わないので、あらかじめ承知願いたい。

(参考) 平成26年度システム改修費の内示の考え方

1. 都道府県システム改修経費

7月の全国課長会議で提示した基準額は1都道府県当たり、約402千円としていたが、補正予算成立に伴い、当初予算と合算した結果、約4,864千円としたところ。

(補正予算分の基準額は4,462千円です。)

※端数については被保険者数の多い都道府県に振り分け。(市町村も同様。)

2. 市町村等(保険者)システム改修経費

当初予算、補正予算それぞれ以下の①～③により算出された額の合計額を平成26年度の内示額とした。

なお、7月の全国課長会議で提示した補助額の定額分は1,435千円となっていたが、補正予算成立に伴い、当初予算と合算した結果、補助額の定額分を3,005千円に変更。

(補正予算分の補助額の定額分は1,570千円)

① 市町村等(保険者)システム改修分

内示額 = 1,570千円 + (第1号被保険者数 × 1被保険者当たり単価)

市町村等の規模の区分(平成26年4月時点)	単価
1号被保険者数が80,000人以上の市町村	6円
〃 80,000人未満 〃	7円

② 政令指定都市・中核市分

都道府県から事業者指定事務等の権限移譲に伴う部分等についてもシステム改修が必要となるため、これらの改修費についても補助を行う。

内示額 = 定額分 + (第1号被保険者数 × 1被保険者当たり単価)
+ 1,620千円

③ 広域連合・一部事務組合等を構成するシステム改修

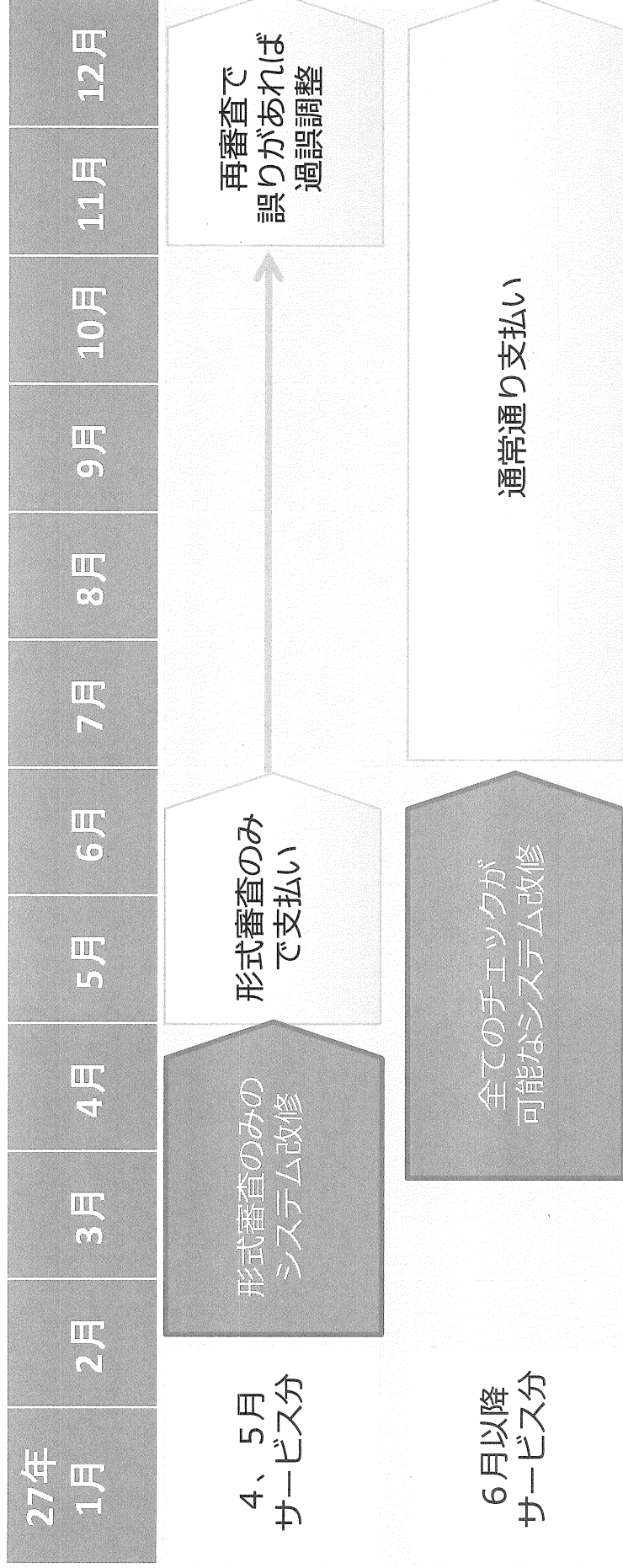
(広域連合・一部事務組合等のみ(構成市町村分))

保険者のうち、広域連合・一部事務組合等においては、構成市町村との連携部分等についてもシステム改修が必要となるため、これらの改修経費についても補助を行う。

内示額 = 定額分 + (第1号被保険者数 × 1被保険者当たり単価)
+ (520千円 × 広域連合・一部事務組合等の構成市町村数)

介護保険審査支払システムの対応について

- 予算編成スケジュールがずれ込まずれ込んだ影響により、国保連の審査支払システムの改修が4月からのサービスの審査に完全には間に合わない見込み。このため、以下により対応する予定。
- 形式審査をするものと、併給状況など全てのチェックを行うものと2段階でシステム改修
- 4, 5月サービス分 → 形式審査のみを行い支払い
11月以降に、順次再審査を行い、誤りがあれば過誤調整を行う
- 6月以降サービス分 → 通常通り支払い
- 過誤処理については、事業者や保険者の事務負担を軽減するとともに、簡便かつ確実に対応できる方法を検討、実施する。



制度改正・介護報酬改定に伴う国保連合会への データ提供における留意事項

介護サービス事業所は、今回の報酬改定に伴い新たな加算の追加の変更について「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に、今回の制度改正に伴い新たな届出様式として追加された「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を市町村にそれぞれ提出が必要となる。

さらに、都道府県及び市町村は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を請求情報との突合審査のために国保連合会に提出が必要となる。

このため、都道府県及び市町村における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の不当な返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

ついては、都道府県及び市町村は、次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

① 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては、既存の届出項目であっても、届出が必要なものもあるので、留意すること。

② 提出の期限

4月の報酬算定の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから、一定程度の猶予期間を設けることとしている。

なお、詳細については、事務連絡（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その6））でお示しするので、ご確認願いたい。

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の追加等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。